

帯広市男女共同参画市民懇話会の役割と 第3次おびひろ男女共同参画プランについて

令和5年8月1日





帯広市男女共同参画市民懇話会とは

【設置目的】

本市における男女共同参画社会の実現に関し、広く市民の意見を求めるため、帯広市男女共同参画市民懇話会を設置しています。

【懇話会の役割】

懇話会は、本市における男女共同参画社会の実現を図るため、次に掲げる事項について協議し、市長に対して意見を述べるものとします。

- (1) 男女共同参画プランの**策定**に関すること。
- (2) 男女共同参画プランの**総合的かつ効果的な推進**に関すること。
- (3) 男女共同参画プランの**施策の実施に係る評価**に関すること。
- (4) その他男女共同参画社会実現のために必要な事項に関すること。

【任期等】

学識経験者、公募により選出された市民、各種関係団体からの推薦、帯広市男女共同参画推進員で構成されており、任期は2年です。

第3次おびひろ男女共同参画プランとは

目的

一人ひとりの人権を尊重し、多様性を認め合い、誰もが個性や能力を十分に発揮し活躍することができる男女共同参画社会の実現

期間

令和2年度～令和11年度（10年間）

体系

基本目標1

互いを尊重する男女共同参画の実現に向けた意識の改革

- ①男女平等の視点に立った教育の推進
- ②男女共同参画への意識の向上
- ③性を尊重する認識の浸透

基本目標2

男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶
※DV防止基本計画

- ①パートナー等からの暴力の根絶
- ②セクシュアル・ハラスメントなど女性に対する暴力の根絶

基本目標3

男女がともに活躍できる環境づくり
※女性活躍推進計画

- ①政策・方針決定過程における女性の参画促進
- ②男女がともに働くための環境整備
- ③就労における男女平等の促進
- ④就業機会の確保
- ⑤地域社会等における男女共同参画の促進

令和4年度の主な取り組み

基本目標1 互いを尊重する男女共同参画の実現に向けた意識の改革

男女共同参画への意識の向上

<女と男の一行詩の実施>



女と男の一行詩の募集



選考委員会の様子



入賞作品

令和4年度の主な取り組み

基本目標1 互いを尊重する男女共同参画の実現に向けた意識の改革

男女共同参画への意識の向上

<男女共同参画情報誌「カスタネット」の発行>

年2回 各3,000部発行



■取材の様子

44号：教育現場からみた
男女共同参画

■男女共同参画セミナー
45号：ジェンダーを考える

令和4年度の主な取り組み

基本目標1 互いを尊重する男女共同参画の実現に向けた意識の改革

多様な性への理解促進

〈帯広市パートナーシップ制度の運用を開始 令和4年12月1日〜〉



[帯広市で「パートナーシップ制度」運用開始 道内で5例目 | NHK 北海道のニュース](#)

■ 取り組み

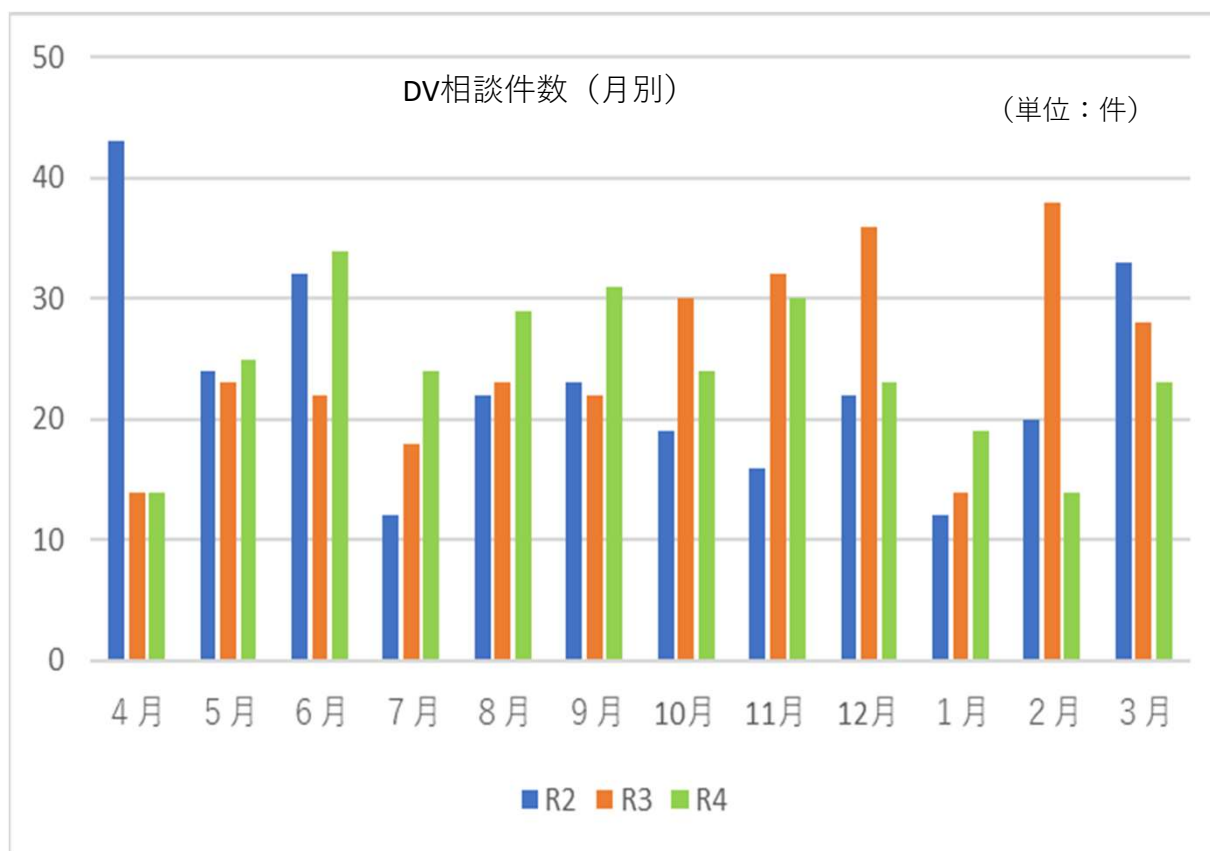
- ・理解を深めるための講座の開催
- ・行政サービスの見直し
- ・自治体間連携
- ・多様な性に配慮した民間企業の取り組みの紹介
- ・多様な性に関する職員ガイドラインの改定

■ 他自治体との違い

- ・登録制度
- ・帯広市まちづくり条例に定める市民
- ・子どもの名前も登録できる
- ・信頼性を確保するための定期的な要件確認

基本目標2 男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶

DV被害者への相談・支援



	総件数
R 4	290
R 3	300
R 2	278
R 1	191

基本目標2 男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶

D V 防止への理解促進

「女性に対する暴力をなくす運動」パネル展を開催
(11/12～11/25)



基本目標 2 男女共同参画を阻害するあらゆる暴力の根絶

DV防止への理解促進

デートDV予防講座の実施

- ・南商業高校
- ・柏葉高校



DV防止啓発パンフレット
市内スーパー、総合病院等の
女性トイレに設置

基本目標3 男女がともに活躍できる環境づくり

普及啓発の取り組み

「男女共同参画週間」パネル展を開催 (6/23~6/29)



基本目標3 男女がともに活躍できる環境づくり


普及啓発の取り組み

男女共同参画講座の開催（6回）

令和4年度 帯広市男女共同参画講座

充実した日々を送るための ストレスマネジメント

近年、在宅勤務などの環境の変化により、
ストレスを抱えている方も多いのではないのでしょうか？
ストレスが多い世の中だからこそ、仕事と生活の調和を意識し、
自分のできるストレスマネジメントについて学びませんか？




日時：令和4年6月29日（水）
19：00～20：30（開場18：30）

場所：とかちプラザ 講習室402（帯広市西4条南13丁目1）

Zoomでも受講できます！
詳しくは裏面をご覧ください

講師：中岡 千香子 氏（小春日和 主宰/DMAメンタルトレーナー）
帯広市在住。看護師として26年間病院勤務。2011年病院を退職、同年EIMメンタルトレーナーの資格を取得し「心と体の元気をサポートする小春日和」を主宰。
個人や団体のメンタルサポート、ママさん向け子育てセミナーやメンタルコンディショニングセミナーの開催、メンタルトレーナー養成講座（帯広・中標津で開催）を主催している。



LGBTって？どんな生きづらさを抱えているの？



令和4年度 帯広市男女共同参画講座

多様な性

～生きづらさを抱えさせない社会のために～

とき：令和4年8月27日（土）
14：00～15：30

ところ：とかちプラザ講習室401
（帯広市西4条南13丁目1）




講師 紹介 レインボーフAMILY札幌 代表 武藤 義弘（むとう よしひろ）氏
札幌のLGBTコミュニティを拠点に「家族へのカミングアウト」をサポートする活動「レインボーフAMILY札幌」を運営、自ら代表を務める。自身はすでに家族へはカミングアウト済みであり、良好な家族関係を築いている。札幌市在住47歳。約20年に渡る札幌でのLGBTコミュニティ活動経験を活かし、2018年1月より、主に教育機関や医療機関を中心にLGBT講演の講師も務める。

基本目標3 男女がともに活躍できる環境づくり

令和4年度 帯広市男女共同参画講座
【損害保険ジャパン株式会社との女性活躍に関する包括協定事業】

「女性活躍のためのワークライフバランス」 ～自分らしい働き方のヒントを探そう～

多様な生き方が実現できる就業方法など、
『働きたい女性が働き続ける』ためのヒント
について、一緒に学んでみませんか？




と き：令和4年10月25日(火)
19:00～20:30 (開場 18:30)

ところ：とかちプラザ 講習室401
(帯広市西4条南13丁目1)

定 員：先着35名 (無料) ※Zoomでも受講できます！

講師：(株)キャリア・ママ 代表取締役社長 **堤 かなえ 香苗 氏**

フリーアナウンサーとして大学在学中よりTV・ラジオのDJやパーソナリティとして活躍。結婚して出産後、自らの育児体験を生かした仕事をしたいと、1995年4月に育児サークルPIAO(キャリア・ママの前身)を設立。育児に連れられ、意欲がありながらも社会から隔離されている女性たちが特技や個性を活かし、再び働くことができるよう、テレワークや女性のキャリアに関する仕組みを整え、1996年「キャリア・ママ」を創業、2000年に株式会社化。現在は、講演や執筆も精力的にこなし、主婦や育児中の女性、起業を目指す人へのアドバイス、キャリアアップセミナーの実施など、女性の社会参加を支援するコーディネーターとしても活躍。



令和4年度 帯広市男女共同参画講座／帯広市民大学連携講座
北海道立女性プラザ連携事業「あなたの街に女性プラザ」

知っていまあが？ デートDVのこと

デートDVは、交際中のカップルの間で起こるDVのことを言います。
女性の約5人に1人が交際相手から被害を受けたことがあるという
デートDVについて、まずは知ることから始めてみませんか？



日時：令和4年11月17日(木)
19:00～20:30 (開場18:30)

場所：とかちプラザ 講習室402
(帯広市西4条南13丁目1)

【定員】先着40名 (無料)
※Zoomでも受講できます！

講師：北海道大学 非常勤講師 **志堅原 郁子 氏**

アウェア認定のデートDV防止教育ファシリテーター・タートルトレーナー、DV被害者プロგრラムファシリテーター、アウェアネットワーク代表、MPOセンターハウスを拠点に、ジェンダー平等性の視点から暴力未然防止活動を行う。
暴力を顕げない、顕げない意識と社会環境づくりに軸足を置き、幼児から大人までを対象に主に教育機関で講座を提供している。
沖縄生まれ。米国USCにてジャーナリズム修士号取得。

主催：帯広市 協賛：北海道立女性プラザ 協力：帯広市教育委員会

基本目標3 男女がともに活躍できる環境づくり

やらない理由を
ぶっ壊せ!

十冊で新たな扉を記す著者マイノリティーが大集合

爆発

未来を変えるきっかけがここにある!

2.11 [土] 15:00-18:00

LANDY 善成寺西2条南11丁目1番地1号(天光堂ビル1階)

※現地開催もオンライン開催

令和4年度 帯広市男女共同参画講座

スウェーデンの暮らしから
「男女のこうあるべき？」を考えよう

スウェーデン
ストックホルムから
Zoomで講演します!

と き: 令和5年3月16日(木)
19:00~20:30 (18:30開場)

と ころ: ところからプラザ講習室402 (帯広市西4条南13丁目1)

講師 リンデル 佐藤 良子 氏

福島県出身。2007年に結婚に伴いストックホルムに移住。執筆や講演のほか、視察コーディネーターやガイド、翻訳・通訳などを生業としている。元県立高校の教員(地歴公民科)。合わせて4人の子育てをしながら大学院で学ぶなど、スウェーデン社会の意義にあずかりつつ、社会を体験、観察し続ける。

2021年に翻訳出版(共訳)した、スウェーデンの中学高校で使用される民主主義の指南書「政治について話そう!」が話題となり、全国メディアにも取り上げられる。現在は教員免許の書き換えのため、大学で政治学を履修中。
教育学修士(国際・比較教育 スtockホルム大学)

申込締切
会 場: 令和5年3月15日(水)
Zoom: 令和5年3月14日(火)
託児希望: 令和5年3月2日(木)

申込方法
会 場: 電話またはホームページで受付
Zoom: ホームページで受付

※会場でご参加されるみなさま

(無料)
会場
先着 35名

※Zoomでご参加されるみなさま

(無料)
Zoom
先着 35名

お申し込みはこちらまで

帯広市 教育委員会 生涯学習部
生涯学習文化室 生涯学習文化課
〒080-8670 帯広市西5条南7丁目1番地
TEL: 0155-65-4192

※ホームページより申し込みの方は
こちらのQRコードをご利用ください
※QRコードは株式会社アソシエーションの登録商標です

主催: 帯広市 協力: 帯広市教育委員会

基本目標3 男女がともに活躍できる環境づくり

普及啓発の取り組み

ワーク・ライフ・バランス 啓発リーフレットの配布（年2回）

WLB/ワーク・ライフ・バランス 仕事も生活も大切！働きやすく★休みやすく！

仕事と生活の調和の実現に向けて

10月1日から、妻の産休期間に合わせて取れる「産後/VV産休（出生後育児休業）」や「育児休業の分割取得」が始まりました。

産後ハバ育休開始！

子どもの出生後8週間以内に夫が計4週の休業を2回まで分けて取得可能。子が1歳以上1歳6か月未満の途中において、夫婦交代での取得も可能。

	「産後/VV産休」 (新規) 産休とは別に取得可能	「育児休業制度」 (変更)	「育児休業制度」 (移行)
対象期間/取得可能日数	子の出生後8週間以内に4週間まで取得可能	原則子が1歳(最長2歳)まで	原則子が1歳(最長2歳)まで
休出期間	原則休業の2週間前まで	原則1か月前まで	原則1か月前まで
分割取得	分割して2回取得可能(取得した月を1か月前まで)	分割して2回取得可能(取得した月を1か月前まで)	分割不可
休業中の就業	専任就業を継続している場合に限り、専業主婦が専業主婦で休業中に就業することが可能	原則就業不可	原則就業不可
休業開始の延長		育児開始日直前まで	育児開始日1歳、1歳半の時点で1歳定年まで
1歳未満の再取得		特別な事情がある場合に限り再取得可能	再取得不可

子育てと仕事の両立の調和とは？
働く人、一人ひとりが「仕事」と「家庭」の間、健康、福祉、学業、地域活動など「仕事以外の生活」との両立がなれ、その両立が実現していることです。事業主には、労働者の健康を守り、子育てや介護をしながらでも生産性を高めること、多様な働き手と働き方を活用して労働力「確保」を図ることに努める義務があります。

育児休業取得率の推移

年	女性 (%)	男性 (%)
1996	49.1	0.12
2002	64	0.33
2005	72.3	0.50
2007	80.7	1.56
2010	83.7	1.71
2014	86.6	2.03
2017	83.2	5.14
2020	81.6	12.65
2021	85.1	13.97

男性だって育児休業！
育児休業取得率が定着し、男性も取得が増えています。

「育児・介護休業等」を理由とする解雇その他の不利益取り扱いが禁止！
妊娠・出産の申し出をしたこと、産後/VV産休の申し出・取得、産後/VV産休期間中の就業を申し出・同意しなかったこと等を理由とする不利益な取り扱いも禁止されています。

■市では、『子育て応援事業所促進奨励金』を支給するなどの制度があります。
▶『子育て応援事業所』の登録と登録料は
→子育て支援課 ☎0155-25-9700
▶『子育て応援事業所促進奨励金』
→商業労働課 ☎0155-65-4132、4168

■介護することになったら
▶市の窓口で「介護保険制度」を申請
要介護認定を受けること。その要介護度に応じて訪問介護や、デイサービスなどの介護サービスが利用できます。
■介護保険料の相給は
▶介護認定が初年度
介護高齢者課 ☎0155-65-4150
▶介護認定が2年度
介護認定課付 ☎0155-65-4151、4152
■介護保険以外の高齢者福祉サービスは
介護高齢者課 ☎0155-65-4145
▶「地域包括支援センター」へ相談

WLB/ワーク・ライフ・バランス 仕事も生活も大切！働きやすく★休みやすく！

育児や介護で離職しないために

育児のための主な自立支援制度

- 育児休業制度
育児のために休業を取得できる制度
- 短時間勤務制度
短時間勤務（1日6時間）ができる制度
- 所定外労働の制限
残業の制限を請求できる制度
- 子の看護休暇
子どもの病気の看護などのために、休暇を取得できる制度
- 法定時間外労働の制限
時間外労働に上限を設ける制度
- 深夜業の制限
深夜（午後10時から午前5時）の就労の制限を請求できる制度
- 転勤の配慮
転勤により育児が困難になる場合、その従業員の育児の状況に配慮しなければならない など

介護のための主な自立支援制度

- 介護休業制度
介護のために休業を取得できる制度/要介護状態にある家族1人につき連続して93日、最大3回まで分割して取得できる
- 短時間勤務等の措置
所定労働時間の短縮などができる制度
- 介護休暇制度
介護が必要となる日について休暇を取得できる制度/要介護状態にある家族1人につき年5日まで、2人以上の場合は年10日まで取得できる
- 法定時間外労働の制限
残業時間に上限を設ける制度
- 深夜業の制限
深夜（午後10時から午前5時）の就労の制限を請求できる制度
- 転勤の配慮
転勤により介護が困難になる場合、その従業員の介護の状況に配慮しなければならない など

ハラスメントや育児・介護休業等に関する問い合わせ先

- ▶職場での性別による差別的取扱いや、セクハラ、妊娠・出産等を理由とする不利益な取扱い等に関すること
- ▶就業・出勤、育児・介護休業等に関するハラスメント
- ▶セクシュアルハラスメントに関すること
- ▶育児休業や介護休業等の休業制度に関すること

北海道労働局 雇用課・均等部
☎011-709-2715
(平日 8:30~17:15)

▶バフハラに関する相談
北海道労働局/総合労働相談コーナー
☎011-707-2700
(平日 9:00~16:30)
道庁労働基準監督署内
道庁総合労働相談コーナー
☎0155-97-1242
(平日 9:00~16:30)

▶雇用保険による育児・介護休業給付に関すること
ハローワーク帯広
☎0155-23-8296
(平日 8:30~17:15)

▶産前産後休業・育児休業期間中の社会保険料の免除措置
▶産前産後休業終了後の社会保険料の改定
▶雇用期間における、従前標準報酬月額みなし待遇
日本年金機構帯広年金事務所
☎0155-65-5000

※子の看護休暇、介護休暇は1日または1時間単位で取得可能

～介護離職が増加～
いつ発生し、いつ終わるか誰にも分からない介護・・・年間7万~8万人の労働者が親や配偶者等の介護で離職を余儀なくされています（厚生労働省「雇用動向調査」）。身近な家族の介護をしながら、介護者自身の健康も維持して働き続けるためには、自立支援制度を賢く、積極的に利用しやすい職場環境づくりが大切です。

育児・介護休業法の詳細や、中小企業への自立支援、助成金については厚生労働省のホームページをご覧ください。